

日蓮聖人における事一念三千の形成についての一考察

——佐前の受容と佐後の展開を中心に——

中 村 宣 悠

一、はじめに

申さりしなり。（『定本』一四四七頁）

日蓮聖人の教学は佐前・佐後において相違があり、『三沢鈔』に「又法門の事はさどの國へながされ候し已前」の法門は、たゞ仏の爾前の經とをぼしめせ。」（昭和定本日蓮聖人遺文）（以下『定本』と略す）一四四六頁）と示す通りである。一念三千の法門においても佐前には「事一念三千」という説示はなく、題目受持等の布教実践を事一念三千に依る法門である事を明確には示されず、法華經本門に基づく一念三千も『十章鈔』にみられるのみである。しかし、同じく『三沢鈔』に

まず一念三千の説示がみられる佐前遺文としては、『一代聖教大意』『断簡三二九』『守護國家論』『像法決疑經等要文』『唱法華題目鈔』『顕誇法鈔』『南條兵衛七郎殿御書』『断簡五〇』『断簡三四七』『断簡三四八』『法門可被申様之事』『淨土九品之事』『十章鈔』『寺泊御書』が挙げられる。これ等を系年順に考察し、佐後遺文との共通点等も検討したい。

此国の国主我をもたもつべくば、真言師等にも召合せ給はずらむ。爾時まことの大事をば申すべし。
弟子等にもなひく申ならばひろうしてかれらしりなんす。さらばよもあわじとをもひて各々にも

二、佐前遺文における一念三千

(1) 『一代聖教大意』(日目写本)

(定) (対) 正嘉二年一月一四日⁽¹⁾

一念三千の名目は本書にはじめて示される。すなわち本書において聖人は、『摩訶止觀』の「夫一心具三十法界」、「法界又具二十法界」、「百法界」、「一界具三十二種世間」、「百法界即具三千種世間」、「此三千在一念心」の文と『輔行伝弘決』の「當知身土一念三千」。故成道時称「此本理一身一念遍於法界」の文を引用される。

ここでは『觀心本尊抄』の冒頭と同様に一念三千の出処を明かし、「但此初三行可得意也。」(『定本』七一页)と『摩訶止觀』卷五の理境結成段の二、「三行すなわち「夫一心具三十法界」、「法界又具二十法界」、「百法界」、「三十種世間」、「百法界即具三千種世間」。此三千在「念心」の文を心得て受容する事が重要である事を述べられ、また「一念三千之文光放たりし也。ありがたかりし事也。」(『定本』七二頁)と一念三千の優越性を示される。『一代聖教大意』の一念三千に関する記述は「問曰妙法一念三千云事如何」(『定本』七一頁)

という問い合わせはじまり、この問い合わせが主題となるが、その明確な回答はなされないまま、「一念三千別委可レ書」(『定本』七三頁)と述べられる。

(2) 『四教略名目』(真・完)

(定) 正嘉年間 (対) 正嘉二年

本書は、天台教学の綱要をまとめたものである。その中に、「玄義・文句・十界互具・百界千如立」、「一念三千文無」(『定本』二八九九頁)と示される。この説示は『觀心本尊抄』冒頭(『定本』七〇一~七〇三頁)と軌を一にする表現であり、聖人は既に正嘉年間において、『摩訶止觀』が『法華玄義』『法華文句』を超えて、唯一の一念三千法門の典拠であると捉えていたことが判る。

(3) 『断簡三二九』(定) 正嘉年間 (対) 正嘉二年

『断簡三三九』においては「サレハ法者十界十如法也。十界一。一正報之十界。二依報十界。正報十界二。一衆生世間。二五陰世間。依報十界具三種世間也。一界三種世間。十界三十種世間。」（『定本』二九七九頁）と示し、十界・十如是を正報と依報に分けて、三種世間を中心の一念三千を捉えている。これは『觀心本尊抄』に示される「己心三千具足三種世間」（『定本』七一二頁）に繋がる説示である。

（4）『守護國家論』（真・曾）（定）（対）正元元年
次に『守護國家論』の法華經を重視する説示に注目出来る。
手不執レ卷常読是經口無二言声遍誦衆典仏不說法恒聞梵音一心不思惟普照法界。」の文に対しても、一念三千の觀念を用いとも広く十方世界を照らし、諸の功徳が法華經を修行する者、信行する者に與わると解釈をしている。本書では、一念三千を題目受持と関連して示される事はないが、「明下但唱法華經題目計可」離三惡道者。」（『定本』一二七頁）ともあり、題目の功徳の集約性・超勝性は示されており、一念三千の觀念に依らなくとも法華經を信仰する事で功徳が與わる点において、『觀心本尊抄』の「釈尊因行果德二法妙法蓮華經五字具足。我等受持此五字自然讓与彼因果功德。」（『定本』七二一頁）や「不識一念三千者」（『定本』七二〇頁）という説示と軌を一にする表現であるといえる。つまり本門による事行としての題目受持・

これは『法華玄義』の引用と聖人の注釈であり、『守護國家論』にのみ引用されるが、『法華玄義』の「手不執レ卷常讀是經口無二言声遍誦衆典仏不說法恒聞梵音一心不思惟普照法界。」の文に対しても、一念三千の觀念を用いとも広く十方世界を照らし、諸の功徳が法華經を修行する者、信行する者に與わると解釈をしている。本書では、一念三千を題目受持と関連して示される事はないが、「明下但唱法華經題目計可」離三惡道者。」（『定本』一二七頁）ともあり、題目の功徳の集約性・超勝性は示されており、一念三千の觀念に依らなくとも法華經を信仰する事で功徳が與わる点において、『觀心本尊抄』の「釈尊因行果德二法妙法蓮華經五字具足。我等受持此五字自然讓与彼因果功德。」（『定本』七二一頁）や「不識一念三千者」（『定本』七二〇頁）という説示と軌を一にする表現であるといえる。つまり本門による事行としての題目受持・

事一念三千を示す事はなかつたものの、その構想は心の内に秘めていたものと伺える。

(5) 『像法決疑經等要文』(真・断簡)

(定) 正元二年 (対) 文永元年

『像法決疑經等要文』は引用文集の為、聖人自身の文ではなく『摩訶止觀』『法華文句』『法華玄義』『輔行伝弘決』『法華文句記』『法華玄義釈籤』から、觀心と一念三千に関する文を集めたものと見受けられる。これらの引用文の中で特に

『摩訶止觀』

- ・第七正修^ク止觀^ヲ者^ヲ前六重依^ハ修多羅^ニ以開^テ妙解^ヲ今依^ハ妙解^ヲ以立^ツ正行^ヲ⁽⁵⁾

法華文句

- 觀心枳者ト王即心王。舍即五陰。心王造ル此舍ヲ。○⁽⁶⁾
●観二十二入一入具ニス十法界一。一界又十界。界
界各十如是即是一千。一入既一アレハ一千十二入即チ

「法華玄義」

- 妙名不可思議。法謂十界十如権實之法。

『輔行伝弘決』

●問前五略中ト有レ行有リ解。ト有レ因有リ果。何故但。

云三六重是解一。答言三大意一者冠於行解自他因果二。意既離頭還作二行解。因果等二訖。非謂三。

已有二行果等一也。故大意是惣。余八是別。別是

別解・因果ノ如キ禪波羅蜜ノ十章之初亦

是大意。○惣別等意。意亦如是。若復有人依

前五略一修レ行証レ果能和レ他等自是途即如二
第三卷ノ二ノ二スルカ也。若シセハノヨラ文意、田属ス於解ニ。於属ス

第三卷語彙一解中恐解不レ周○
第二卷語彙二故須下委明ニ名躰及撰法等一方

勘成下十境十乘。如大意中雖云發心十

種不^レ同及^レ四三味明中行差別上但列^二頭數一弁^ニ相^レ

未足^レ是故都^未涉^レ於十境^十觀^一
行台^ニ望^レ五稍^一方便^レ望^レ五稍
タリ^ニシレ^ニ全^クタ^セ行^ヲ方便^レ望^レ五稍
タリ^ニシレ^ニ全^クタ^セ行^ヲ方便^レ望^レ五稍

約レ事生レ解方乃堪レ為ニ正修方便一。是故前六皆
シニ行姫一若皇ニ正御一全未レ諭レ行ト。亦歴ニ廿五法ニ

屬二於解一〇(9)

大師於覺意三昧觀心食法及誦經法小止觀等諸

心觀文一但以二自他等觀一推二於三假一並未レ云ニ一念三ニ異ニ。力ミ観ハ命ノ下只ノテナムノヲ責ム

三千具足一乃至籤心論中亦只以三形六問一責二放四心一亦不涉於一念三千。唯四念處中略シテ云三

觀心十界而已。故至三止觀正明二觀法並以三

千一而為二指南ト。乃是終窮究竟極説ナリ。故序中云
説己心中所行法門ト。良有レ以也。請尋詣者心無ニ
異縁〇¹⁰

『法華玄義釈籤』

- ・縦有施設託事附レ法〇⁽¹⁾
- ・略舉界如具撰三千〇⁽¹²⁾

の合計八つの引用文は後掲の『断簡三四七』にも引用
されている。すなわち『像法決疑經等要文』と『断簡三
四七』の両遺文には関連性があり、『像法決疑經等要文』
を基に『断簡三四七』を述作されたと推測出来る。

(6) 『唱法華題目鈔』(日興抄写本)

(定) (対) 文応元年五月二八日

次に『守護國家論』の翌年、文応元年に述作された
『唱法華題目鈔』においては

常の所行は題目を南無妙法蓮華經と唱べし。たへた
らん人は一偈一句をも可レ奉レ誦。助縁には南無釈
迦牟尼仏・多宝仏・十方諸仏・一切の諸菩薩・二乘・
天人・龍神・八部等心に随べし。愚者多き世となれ
ば一念三千の觀を先とせず。(『定本』二〇二頁)

と示し、唱題修行を行の根幹に置き、愚者多き世、即
ち末法では一念三千の觀念を用いないとする。佐前にお
いては未だ、天台大師の一念三千を理の一念三千とは位
置づけていないが、本書で述べられる「一念三千の觀」
とは『富木入道殿御返事』に「天台・伝教等の御時には
理也。」
と示す迹門理の一念三千(『定本』一五二二頁)
と示す迹門理の一念三千であり、末法においては唱題修
行を勧める。

また「法華經の肝心たる方便・寿量の一念三千・久遠
実成の法門は妙法の二字におさまれり。」(『定本』二〇
二頁)「止觀十卷の心は一念三千・百界千如・三千世間・
心仏衆生三無差別と立給。」
因果・十方の草木瓦礫等妙法の二字にあらずと云事なし。」
『定本』二〇三頁)と示し、一念三千が妙法に集約され
る事を明かす。「法華經の肝心たる方便・寿量の一念三
千・久遠実成」という文からは聖人の本迹觀を伺う事が
でき、法華經の肝心である「方便品」と、「寿量品」に
説かれる一念三千・久遠実成という解釈をすれば、聖人
が一念三千を本門に見出していたと捉える事が出来るが、
おそらくは法華經の肝心である「方便品」の一念三千と
「寿量品」の久遠実成と解釈するのが妥当であろう。⁽¹³⁾

なわち本門の一念三千を明かされなかつた事が判る。

これ等を総じると、末法においては天台大師の理法の一念三千は不相応であり、一念三千が集約された事行の題目受持でなければ得道は出来ないとしていたものの、事一念三千としては示さず、本門に依る一念三千を明かされなかつた事が判る。また同年に述作された『立正安國論』の「天台沙門」（『定本』二〇九頁）という記載から、未だ天台門下としての立場であった事も判る。

（7）『顕誘法鈔』（真・曾）（定）（対）弘長二年

弘長二年になると『顕誘法鈔』において、「但善無畏三藏・金剛智・不空・一行等の性惡の法門・一念三千の法門は天台智者の法門をぬすめるか。若爾者、善無畏等の誘法は似破か又雜誘法か。」（『定本』二七二頁）と述べ、疑問形ではあるが、はじめて真言宗の一念三千の盗用論が示される。しかし真言宗の盗用であると確言はしておらず、七年後の文永六年の述作である『法門可被申様之事』において、「真言宗の漢土弘始は、天台の一念三千を盜取て真言の教相と定て理の本とし、枝葉たる印真言を宗と立、宗として天台宗を立下す條誘法の文である。つまり一念三千の觀心修行を体得したとし

根源たるか。」（『定本』四四九頁）と真言宗の一念三千の盗用を確言する。佐前において真言宗批判は多くないが、一念三千盗用論の面から『顕誘法鈔』『法門可被申様之事』において批判されていた事が判る。

（8）『南條兵衛七郎殿御書』（真・断片）

（定）（対）文永元年一二月一三日

文永元年の述作である『南條兵衛七郎殿御書』においては

させる語を以て法華經を誘する人はすぐなけれども、人ごとに法華經をばもちゐる。又もちゐたるやうなれども念佛等のやうには信心ふかからず。信心ふかき者も法華經のかたきをばせめず。いかなる大善をつくり、法華經を千万部読書写し、一念三千の観道を得たる人なりとも、法華經のかたきをだにもせめざれば得道ありがたし。（『定本』三二一頁）

と、誘法・違背者への呵責に関して示される。ここで特に注目すべき点は「一念三千の観道を得たる人なりとも、法華經のかたきをだにもせめざれば得道ありがたし。」の文である。つまり一念三千の觀心修行を体得したとし

ても、三障四魔である法華經の仇を責めなければ得道はないという、通常の一念三千觀の否定と、「法華經のかたきをせめ」という折伏的弘教実践の推奨である。この点については、佐後の遺文である『撰時抄』において、「三世」を知る聖人という。余に三度のかうみやうあります。一には去し文応元年「太歲庚申」七月十六日に立正安國論を最明寺殿に奏したてまつりし時、宿屋の入道に向云く、禪宗と念佛宗とを失給へしと申させ給へ。此事を御用なきならば、此一門より事をこりて他国にせめられさせ給べし。二、去し文永八年九月十二日申時に平左衛門尉向云く、日蓮は日本國の棟梁也。予を失は日本國の柱幢を倒なり。只今に自界反逆難とてどしうちして、他国侵逼難とて此の国人々他国に打殺^{チサル}るのみならず、多くいけどりにせらるべし。建長寺・壽福寺・極樂寺・大仏・長樂寺等の一切の念佛者・禪僧等が寺塔をばやきはらいて、彼等が頸をゆひのはまにて切らはず、日本國必^スほろぶべしと申候了。第三、去年「文永十一年」四月八日左衛門尉語云く、王地に生^レれば身をば隨^ヘられたてまつるやうなりとも、心をば隨^ヘられたてまつるべからず。念佛の無間獄、禪の天魔の所

為なる事は疑^ヒなし。殊に真言宗が此國土の大なるわざわひにては候なり。大蒙古を調伏せん事真言師には仰付^{セケ}らるべからず。若大事を真言師調伏するならば、いよくいそいで此国ほろぶべしと申せしかば、賴綱問^{テク}云く、いつごろかよせ候べき。日蓮言、經文にはいつとはみへ候はねども、天の御けしきいかりすくなからずきうに見へて候。よも今年はすごしが候はじと語たりき。此の三の大事は日蓮が申たるにはあらず。只偏に釈迦如來の御神我身に入かわせ給けるにや。我身ながらも悦び身にあまる。法華經の一念三千と申大事の法門はこれなり。

〔定本〕一〇五三頁)

と示し、三度の國家諫曉は一念三千の發動である事を明かされるが、これは「法華經のかたきをだにもせめざれば得道ありがたし。」といふ信念を体现・実践した例であり、『南條兵衛七郎殿御書』述作時には既に、いわゆる理一念三千を超える、より実践的・能動的な事一念三千を実質的に見出していた事が判る。

(9) 『断簡五〇』 (定) 文永中期 (対) 文永三年
『断簡三四八』 (定) 文永年間 (対) 文永五年

『断簡三四七』（定）文永年間（対）文永六年

『断簡五〇』『断簡三四八』『断簡三四七』については系年を断定する事は困難であるが文永初期から中期にかけて述作されたとみるのが妥当であろう。『断簡五〇』については「一念三千に關して理・事の弁別がなされることはなく、「法華經の一念三千」（『定本』二四九一頁）と示し、本門・迹門を示す事もない。『断簡三四八』においては「横一念三千縦一念三千」（『定本』二九八八頁）という説示があり、他筆にて横の一念三千の下に迹門、縦の一念三千の下に本門と書かれている事に注目出来る。しかし断簡であるため情報量が少なく、縦の一念三千と本門の関係性等、今後検討していかなければならない。

『断簡三四七』においては、先述のように『摩訶止觀』『輔行伝弘決』『法華玄義』『法華玄義釈籤』『摩訶止觀義例』といった多くの文を引用し、遺文全体の約半分が引用文で構成されている。また一念三千の名目が集中して示されており他遺文には例を見ない。「問曰何處出一念三千名目乎。答曰止觀第五始出之。」（『定本』二九八四頁）という一念三千の出處の問答や、「摩訶止觀」の「夫一心具二十法界」（『定本』二九八四頁）

法界^{ナリ}一界具^{ニスレバ}三十種世間^{ノヲ}百法界^{ニベ}即具^ヌ三千種世間^ヲ。此三千在^ニ一念心^{ノニ}若無^{シハ}心而已[。]介爾^{セレハ}有^{レバ}三千^ヲ。この文『輔行伝弘決』の「故至^{ニテ}止觀正明^ニ觀法^一。並以^ニ三千^ヲ而為^ニ指南^ト。」の文を引用している点等から、『觀心本尊抄』の下書きとして「一念三千の著述・用例を集め、書き記していたのではないかと推測出来る。

（10）『法門可被申様之事』（真・完）

（定）（対）文永六年

文永六年述作の『法門可被申様之事』においては、先述したように、真言宗が一念三千を盗用した事をはじめて断言される。佐後においては『八宗違目鈔』『開目抄』『真言諸宗違目』⁽¹⁸⁾『觀心本尊抄』⁽¹⁹⁾『小乘大乘分別鈔』⁽²⁰⁾『木絵』⁽²¹⁾『像開眼之事』⁽²²⁾『聖密房御書』⁽²³⁾『四條金吾釈迦仏供養事』⁽²⁴⁾『下山御消息』⁽²⁵⁾において数多く一念三千の盗用論を示されるが、佐前においては『顕誇法鈔』と『法門可被申様之事』の二遺文だけであり、本抄は真言宗が一念三千の法門を盗用した事を断言されたという点において特徴的であるといえる。

(11) 『淨土九品之事』(真・完)

(定) 文永六年 (対) 文永八年

次に、淨土教批判のための筆録『淨土九品之事』であるが、本抄は、諸經や天台の一念三千の説示に留まり、本門を依処とする一念三千を明かされていない。

文永六年までの遺文を見てみると、正元元年述作の『守護國家論』や文永元年述作の『南條兵衛七郎殿御書』等から、一念三千を実践的側面に求めていた事が判るが、文永六年に至っても未だ本門に依る事を示されない。しかし文永三年述作の『法華題目鈔』においては、一念三千法門を直接的には示さないものの、

問云、妙法蓮華經の五字にはいくばくの功徳をおさめたるや。答云、大海は衆流を納め、大地は有情非情を持、如意宝珠は万宝を雨し、梵王は三界を領す。妙法蓮華經の五字亦復如是。一切九界の

衆生並に仏界を納たり。十界を納れば亦十界の依報の国土を收む。先妙法蓮華經の五字に一切の法を納る事をいはば、經の一字は諸經の中の王也。

と述べて、一念三千が題目に含有されている事を明か

し、非情の成仏、國土の成仏を示される。また「法華經の本迹一門は日月のごとし 一中略 法華經の時迹門の月輪始て出給し」(定本)三九七頁と迹門を月、本門を日として捉えている。前年文永二年述作の『薬王品得意抄』に「爾前如星法華經迹門如レ月寿量品如日。寿量品時迹門月未レ及。何況爾前星。夜星時月時衆務不レ作。夜晚必作衆務。爾前・迹門猶生死難レ離。至ニ本門寿量品必可離生死。」(定本)三四〇頁)

と本門・迹門を日月に譬え、本門の優位性を示されており、『法華題目鈔』においても、本門の超勝性と題目含有的一念三千が示されている事が判る。²⁵すなわち『薬王品得意抄』『法華題目鈔』においては一念三千法門を直接的に本門寿量品と結びつけて示す事はないが、既に文永初期から、『開目抄』『觀心本尊抄』に示される本門事一念三千法門を内に秘めていた事が判る。

(12) 『十章鈔』(真・断片欠)

(定) 文永八年五月 (対) 文永二年

次に『摩訶止觀』を端緒として、一念三千に触れてい

る遺文である『十章鈔』においては

一念三千と申事は迹門にすらなを許されず。何況ニヤ爾前に分たえたる事なり。一念三千の出處は略開三之十如実相なれども、義分は本門に限ル。爾前は迹門の依義判文、迹門は本門の依義判文なり。但真実の依文判義は本門に限ベし。(『定本』四八九頁)と示し、ついに迹門に依る一念三千よりも、本門を依処とする一念三千法門の超勝性を明かされる。これは佐後『開目抄』に

迹門方便品は一念三千・二乗作仏を説て爾前二種の失一^ツを脱たり。しかりといえどもいまだ発迹顕本せざれば、まことの一念三千もあらはれず、二乗作仏も定まらず。水中の月を見るがごとし。根なし草の波上に浮るににたり。本門にいたりて、始成正覚をやぶれば、四教の果をやぶる。四教の果をやぶれば、四教の因やぶれぬ。爾前迹門の十界の因果を打やぶて、本門十界の因果をとき顯す。此即本因本果の法門なり。九界も無始の仏界に具し、仏界も無始の九界に備て、真十界互具・百界千如・一念三千なるべし。(『定本』五五二頁)

と示す本因本果の法門と軌を一にする説示である。また『十章鈔』では、

眞實に円の行に順じて常に口ずさみにすべき事は南無妙法蓮華經なり。心に存べき事は一念三千の觀法なり。これは智者の行解なり。日本國の在家の者には但一向に南無妙法蓮華經となえさすべし。(『定本』四九〇頁)

として、在家信者に向け、口唱・題目受持による事行の一念三千を示される。

(13) 『寺泊御書』(眞・完)

(定)(対) 文永八年一〇月二三日

佐前最後の遺文である『寺泊御書』においては、「善無畏・金剛智等想云一念三千天台極理・一代肝心也。顯密二道可レ為レ詮之心地三千且置レ之。此外印与^ト真言「仏教最要等云云。」(『定本』五一三頁)と述べられ、真言宗の一念三千盜用を批判するが、本門事の一念三千等の法門を示される事はない。また、先に見た『十章鈔』においては、本門に依る一念三千と事行の題目について色濃く示すが、本抄においては「日蓮八十万億那由他諸菩薩為^ト代官^ト申^スレ之。」(『定本』五一五頁)と述べるよう、上行自覺を示されていない事が判る。

佐前・佐後の教学の相違については、『祖書綱要刪略』に「愚者不_レ堪_二觀念_一故用_三唱題_ヲ蓋不_レ獲_レ已_ト之所行_{ナル}耳、佐後乃云_ト不_レ簡_ニ有智無智_ヲ一向廃_中他事上也。」とあり、佐前においては唱題が觀念に堪えない愚者の為の方であり、佐後においては有智無智を問わず題目受持に依らなければならぬとしている事を指摘している。すなわち『十章鈔』においては迹門に依る「念三千を排し、本門の一念三千を明かして、「常に口_スざみにすべき事は南無妙法蓮華經なり。心に存すべき事は一念三千の觀法なり。これは智者の行解なり。日本國の在家の者は但一向に南無妙法蓮華經ととなえさすべし。」（定本四九〇頁）と事行の唱題修行を示されるが、これは『唱法華題目鈔』の「愚者多き世となれば一念三千の觀を先とせず」（定本二〇二頁）という説示とも軌を一にするものであり、智者・愚者に限定している点において、佐後の『報恩抄』に「有智無智をきらはず、一同に他事をすべてて南無妙法蓮華經と唱べし。」（定本一二四八頁）とあるような、有智無智を問わない唱題の教示とは差異があるよう見える。

以上、佐前遺文を総じると、①天台大師の一念三千を

叙述・引用する例として『一代聖教大意』『四教略名目』『斷簡三十九』『像法決疑經等要文』『斷簡五〇』『斷簡三四七』『淨土九品之事』、②觀念に依らない「一念三千」として『守護國家論』『唱法華題目鈔』『南條兵衛七郎殿御書』『十章鈔』、③「一念三千を方便・寿量の二品、或いは迹門」本門で捉える例として『唱法華題目鈔』『斷簡三四八』『十章鈔』、④真言宗批判・「一念三千の盜用論が示される例として『顕誘法鈔』『法門可被申様之事』『寺泊御書』、⑤題目と「一念三千の觀念を智者・愚者に配当する例として『唱法華題目鈔』『十章鈔』を挙げる事が出来る。

三、おわりに

日蓮聖人は、佐前においては天台門下としての自覺を持ち、「摩訶止觀」に説かれる「一念三千を極説として捉えていたものの、『守護國家論』の「手に巻を執らざれども」「心に一念三千を観ぜざれども」という説示、『唱法華題目鈔』の「一念三千の觀を先とせず」という叙述、『南條兵衛七郎殿御書』の「一念三千の觀道を得たる人なりとも法華經のかたきをだにもせめざれば得道ありがたし。」という文言から、奪つて言えは、理法の一念三千は末法不相應であるという意識を持っていていた事が確認

出来る。また『十章鈔』の「心に存すべき事は一念三千の觀法なり。これは智者の行解なり。」という表現から

は、与えて言えば、末法における一念三千の觀法は智者に限り用いられて然るべきであるという考え方を持つてい

たことが判る。佐後に至ると、『開目抄』『觀心本尊抄』を中心いて、実践的・弘教的な本門寿量品に依る事一念三千法門を明確に示されるが、佐前においてもそれらの法門は端的に示されており、天台大師『摩訶止觀』の定形的な説示を超えて一念三千を受容し、やがて題目受持へと集約されていく過程が確認出来る。また理・事という表現は佐前には見られないが、本門の一念三千の超勝性は既に文永初期から示されており、佐後に示される事一念三千法門は心の内に内鑑冷然と秘め、聖人はそれを端的に示されたのである。

本稿では佐前の遺文を中心として、特に『開目抄』

『觀心本尊抄』と比較検討をした。佐後遺文においては『八宗違目鈔』『開目抄』『真言諸宗違目』『日妙聖人御書』『觀心本尊抄』『波木井三郎殿御返事』『小乘大乘分別鈔』『木絵二像開眼之事』『聖密房御書』『兄弟鈔』『撰時抄』『四条金吾积迦仏供養事』『四信五品鈔』『下山御消息』『富木入道殿御返事』『諫曉八幡抄』に一念三千が示され

ており、これ等の検討を今後の課題としている。

註

(1)『定本』の系年は(定)と記し、『日蓮大聖人御真蹟対照録』の経年は(対)と記した。

(2)『大正新修大藏經』(以下『正藏』と略す) 四六卷五四頁
a

(3)『正藏』四六卷二九五頁c

(4)『正藏』三三卷七七七頁c

(5)『正藏』四六卷四八頁c

(6)『正藏』三四卷五頁c

(7)『正藏』三四卷七頁b

(8)『正藏』三三卷六八一頁a

(9)『正藏』四六卷二七七頁b

(10)『正藏』四六卷一九六頁a

(11)『正藏』三三卷九一八頁a

(12)『正藏』三三卷八一六頁b

(13)『日蓮聖人御遺文講義』第九卷(昭和三三年日蓮聖人遺文研究会発行)に「法華經一部の肝心である方便品の一念三千、寿量品の久遠実成の法門が妙法の二字に收まっている。」(三六五頁)、『日蓮聖人全集』第四卷(平成五年春秋社発行)に「法華經二十八品の肝心たる方便品の一念三千と寿量品の久遠実成の法門」(三九頁)とあり同様の解釈

である。

(14) 『正藏』 四六卷五四頁 a

(15) 『正藏』 四六卷二九六頁 a

(16) 『定本』 五七頁

(17) 『定本』 五三九頁・五四一頁・五七九頁

(18) 『定本』 六三八頁

(19) 『定本』 七一一頁

(20) 『定本』 七七〇頁

(21) 『定本』 七九二頁

(22) 『定本』 八二二頁

(23) 『定本』 一七八三頁

(24) 『定本』 一三三六頁

(25) 『薬王品得意抄』は弘安三年説もあるが、文永三年述作

の『法華題目鈔』の本門述門を日月で捉えている一文が、

本門の優位性を顕していいる事は明らかである。

(26) 『祖書綱要刪略』(『日蓮宗全書』所収。昭和五二年本満寺発行) 七二頁